

人権配慮に係る県民へのメッセージ

感染者や関係先に対する、心ない言動や誹謗中傷、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

感染者自身のほか、関係先や立ち寄り先などに対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支えましょう。

本県では、インターネットによる誹謗中傷等のサーベイランスを行っています。

確認された誹謗中傷等の画像や文章は、保存し、被害者の訴訟時の証拠として本人の求めに応じて提供します。また、県と弁護士会、県警、法務局の4者連携による「新型コロナ関連誹謗中傷等に関する相談支援連絡会」で事例発生時等に支援を行います。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。



私たちはウイルスと闘っています。皆が思いやりの気持ちを持ち、お互い「ただいま」「おかえり」と笑顔で言い合える人の輪を「地域」「家庭」「職場・学校」に広げていきましょう。

**鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第104回）
日吉津村新型コロナウイルス感染症対策本部
合同会議**

- 日時：令和3年9月14日（火）午後2時15分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、福祉保健部、
子育て・人財局
（テレビ会議参加）
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
日吉津村長
【鳥取市保健所】 長井所長
【鳥取大学医学部】 千酌教授（アドバイザー）
- 議題：
 - （1）症例報告について
 - （2）その他

1

日吉津村
資料

児童関連施設の対応状況（日吉津村内）

- 感染拡大防止のため、日吉津村内では児童・子ども関連の施設の休所などを行っています。
- ご不便、ご心配をおかけしますが皆様のご理解とご協力、いっそうの感染防止対策をお願いします。

- **日吉津保育所**（9/13から休園）
施設の消毒、関係者のPCR検査を実施
- **子育て支援センター**（9/13から休所）
- **日吉津小学校**（9/14から臨時休校）
施設の消毒を実施
- **児童館**（9/14から休館）

2

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(9/11)以降公表事例)

<鳥取市保健所管内:県内1579、1592例目(鳥取市保健所管内739、740例目)>

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触等
9月10日	9月11日	県内1579例目 (鳥取市保健所管内739例目)	鳥取市	70	女	鳥取市	無職	県内1546例目(鳥取市保健所管内734例目)の濃厚接触者
9月11日	9月12日	県内1592例目 (鳥取市保健所管内740例目)	鳥取市	20	男	鳥取市	学生	—

3

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(9/11)以降公表事例)

<県設置保健所管内:県内1580~1590、1593~1596例目>

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触等
9月10日	9月11日	県内1580例目	米子	30	男	米子市	会社員	—
9月10日	9月11日	県内1581例目	米子	50	女	米子市	非公表	県内既陽性者の接触者
9月10日	9月11日	県内1582例目	米子	10未満	女	米子市	非公表	県内1576、1577例目の濃厚接触者
9月10日	9月11日	県内1583例目	米子	30	男	非公表	非公表	県内1572例目の濃厚接触者
9月10日	9月11日	県内1584例目	米子	非公表	女	西部地区	非公表	県内1572例目の濃厚接触者
9月10日	9月11日	県内1585例目	米子	70	女	米子市	非公表	県内1572例目の濃厚接触者
9月10日	9月11日	県内1586例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	県内1489例目の濃厚接触者
9月10日	9月11日	県内1587例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	県内1575例目の接触者
9月10日	9月11日	県内1588例目	米子	非公表	非公表	西部地区	非公表	県内1575例目の接触者
9月10日	9月11日	県内1589例目	米子	非公表	女	米子市	非公表	県内1568例目等の接触者
9月10日	9月11日	県内1590例目	米子	非公表	女	米子市	非公表	県内1568例目等の接触者
9月11日	9月12日	県内1593例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	県内既陽性者の接触者
9月11日	9月12日	県内1594例目	米子	50	女	西部地区	会社員	県内既陽性者の接触者
9月12日	9月13日	県内1595例目	米子	30	女	西部地区	非公表	県内1594例目の濃厚接触者
9月12日	9月13日	県内1596例目	米子	10未満	女	西部地区	非公表	—

※9月13日陽性確認分の県内1597~1613例目の詳細については調査中

4

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(28例目)

感染者が利用していた施設で、県内28例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が発生したことが、9/14（火）に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応する。

1. クラスターが発生した施設

日吉津保育所

（所在地：西伯郡日吉津村日吉津967-2、設置者：日吉津村）

2. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

12名（職員3名、園児9名）

※9/12：1名、9/13：11名

3. 患者対応

陽性者は入院等で対応

5

4. クラスター対策条例に基づく対応状況

根拠条文（まん延防止のための措置）
<p>第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>第6条第2項 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする</p>
対応状況
<ul style="list-style-type: none">日吉津村は、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力している。<ul style="list-style-type: none">→ 9/13（月）から当面の間、施設を臨時休園としており、接触した可能性のある職員及び児童の名簿を米子保健所に提出済み。米子保健所は、条例に基づき、設置者の日吉津村に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。<ul style="list-style-type: none">→ 9/13（月）に陽性者と接触の可能性のある105名のPCR検査を実施済。9/14（火）に残りの53名のPCR検査を実施予定。→ 濃厚接触者は、最終接触日より2週間の健康観察、外出自粛を要請。→ 施設は9/13（月）に消毒を実施済。当該施設が特定施設に当たるため、早期の再開に向けて、再発防止に向けた感染防止対策を速やかに実施していく。→ 感染対策の点検調査のため、今後、クラスター対策特命チームが立ち入りを行い、さらに、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの派遣を予定。

6

根拠条文（公表）
<p>第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。</p>
対応状況
<ul style="list-style-type: none"> 日吉津村は、自ら村のホームページで陽性者の情報を公開するとともに、全ての利用者に速やかに連絡済。

根拠条文（必要な措置の勧告）
<p>第8条第3項 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力の金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。</p>
対応状況
<ul style="list-style-type: none"> 日吉津村は、自主的に施設を臨時休園中。今後、県版保育施設感染拡大予防ガイドラインを参酌し、再発防止に向けた感染防止対策を速やかに実施していく。

7

小児の医療提供体制

- **基礎疾患のある児など重症化リスクがある場合は、小児医療の重点医療機関に「早期入院」**
- **無症状・軽症者はメディカルチェックセンターで病状を評価した上で、保護者や同居者の感染状況、家庭環境等を保健所が総合的に勘案し、療養先を選定**

自宅療養のサポート体制 ※症状増悪時には速やかに入院へ

- **パルスオキシメーターを全戸配布し、病状を的確に把握**
- **訪問看護師の24時間健康サポート**
- **必要な方に医師の電話診療及び薬剤処方**
- **自宅療養における注意事項の徹底を依頼**
 - ・抱っこや添い寝をするなど家族等が世話をする際はマスクを着用し、2歳以上のお子さんも可能であればマスクを着用
 - ・おむつなどのゴミの出し方
 - ・リネン、食器など身の回りのものを共用しない
 - ・こまめな手洗い、換気、共用部分の消毒 など

8

新たなクラスター発生を受けた米子保健所業務応援体制

本庁及び西部総合事務所職員(総勢40名規模)による米子保健所業務応援体制を構築

■ クラスター対策特命チーム

・衛生技師等の増員継続により、総勢16名規模で対応

■ 相談対応、PCR検査調整等のため米子保健所に職員を派遣

・電話相談、疫学調査補助、PCR検査調整、宿泊療養施設入所調整等

■ 在宅等支援センターの運営

■ 宿泊療養施設の運営(西部総合事務所職員による運営)

■ 保健師の応援体制

・OB・OG保健師の活用、本庁保健師、周辺市町村保健師の派遣体制を確保

⇒ 更なる支援が必要な場合には速やかに全庁体制で対応

※県庁の各所属は「**新型コロナ緊急体制**」を継続し、新型コロナ関連業務を優先する県庁業務の継続体制を引き続き確保

9

保育所、放課後児童クラブ等への指導の徹底

全国の保育所や児童クラブでクラスターが発生しています。

子どもを新型コロナから守るのは大人の役目です。

- 保育士等は、発熱、咳などの症状がある場合は、必ず、出勤せず病院を受診すること
- 保育所等は、職員に無理をさせないで自宅待機させること
- 園児・児童も鼻水、喉が痛いなど体調不良がある場合は、病院を受診し、自宅で監護をしましょう
- 保育所等の職員は、早めのワクチン接種をご検討ください

保育所、放課後児童クラブ等への対応

- ・ 感染対策の徹底を改めて注意喚起
 - 基本的な感染対策、特に手洗い・手指消毒の徹底を要請
- ・ 保育所・放課後児童クラブの感染対策実施状況の点検及び県・市町村による確認調査を実施
 - 各保育所・放課後児童クラブでガイドラインを参考に、
 - ・ 感染対策が実施されているか自己点検を行い
 - ・ 対策が不十分であれば速やかに感染対策を実施
 - など、市町村による確認調査を行う。
- ・ 希望する保育所・児童クラブへは専門家による現地指導を実施

10

子ども達をコロナから守りましょう

子どもへの感染が拡大しています。
小さな子どもでも、正しく対策がとれるよう、**わかりやすい感染対策の呼びかけの工夫**をお願いします。

【子どもへの感染対策の呼びかけ例】

(マスク着用)



①鼻の形に合わせ
すき間をふさぐ
②あご下まで伸ばし顔に
すき間なくフィットさせる

マスクは“鼻”を
かくして！

(手洗い)



ご飯の前、学校・家
に入るときは、
必ず手洗い！

(食事中)



食べるときは
おしゃべり無し！

(道具の貸し借り)



道具の貸し借りは
しない！

11

体調悪ければ無理をしないで！

発熱、せきなどの**風邪症状はコロナ感染の重要なサイン!!**

コロナ感染症は初期の治療が大変重要です
遅くなれば命に関わるかもしれません

少しでも症状がある場合は、**無理に登校・出勤をせず、
かかりつけ医、又は受診相談センターに相談しましょう**

職場も出勤前の**体調確認**、症状がある場合の
出勤自粛など、従業員への呼びかけを

コロナ感染を見逃さないためのお願いです



発熱等の症状が
出たときの相談先

受診相談センター

☎ 0120-567-492 コロナ・至急に 毎日9:00~17:15

(ファクシミリ) 0857-50-1033

(東部地区) ☎ 0857-22-8111 上記以外の時間

(中部地区) ☎ 0858-23-3135

(西部地区) ☎ 0859-31-0029

休日を含め
24時間対応

12

みんなでコロナを克服しよう

人と人との接触機会を減らす行動を

- 仕事や研修では、出張を減らし、テレワークやテレビ会議などオンラインで実施できませんか？
- 出かける際は、混雑している場所や時間を避けた行動を！
- 会食は、感染対策のしっかりした店で普段一緒にいる人とマスク会食を！



県外との往来を控えて



- 行楽や旅行は少人数で、県内・近場に行くことで地元の応援を！
- 感染拡大地域でのイベント、フェスなどの参加は控え、オンラインでの応援を検討できませんか？
- やむを得ず往来する場合は、人混みを避ける、県外の人との会食を控える、PCR検査を受けるなど感染リスクを減らしましょう！

基本的な感染予防対策の徹底を

- 運動会や地域イベントでは、距離の確保など密にならない工夫や、マスク着用など、感染対策の徹底を！
- マスクはできれば不織布で、こまめな手洗い・消毒、定期的に換気を！
- あなたと大切な人を守るため、積極的にワクチン接種の検討をお願いします！（ワクチン接種後も感染予防の継続をお願いします。）



13

ファイザー社ワクチンの供給加速

ファイザー社ワクチンの第15クールの特設状況

第15クール（9/27～の週及び10/4～の週）の配分 24箱 + **調整枠 18箱**

<国の配分の考え方>

- ・高齢者の1回目接種率が8割を超える部分に応じて各県に配分 … 当県:11箱
- ・第12クールから第13クールにかけて2割を超えて減少した箱数の半数程度を配分 … 当県:7箱

➔12歳以上人口が2回接種できる量の90%以上を確保

県内への配分の考え方

①希望のあった市町村に配分

	鳥取市	米子市	境港市
調整後	3箱	6箱	1箱

②**残りの8箱については、県でプール**し、今後の接種進展等により配分を検討

➔**県プール分を機動的に市町村に供給することで接種を加速**

14

職域接種を活用した県民への接種を強化

○「予約なし接種」を実施する接種会場の拡大(各会場30名/日)

会場：米子商工会議所(9/15,19,29,30 米子商工会議所 大会議室)
 (9/25,26 米子コンベンションセンター)
 農業協同組合中央会(9/20,26 JA鳥取西部本所)
 エフエムエル(9/19,20,21,22,23 賀露地区体育館)

※農業協同組合・倉吉商工会議所中部会場、商工会連合会西部会場も継続実施

○受験生・就活生の優先枠を設定(各会場30名/日)

安心して高校受験や大学受験、就職活動。対象者向けに優先枠を設置。

会場：米子商工会議所(9/15,19,29,30 米子商工会議所 大会議室)
 (9/25,26 米子コンベンションセンター)
 農業協同組合中央会(9/20,26 JA鳥取西部本所)
 農業協同組合中央会・倉吉商工会議所(9/17,23 倉吉シティホテル)
 エフエムエル(9/19,20,21,22,23 賀露地区体育館)

○市町村との連携の強化

- ・市町村HPにおける職域会場での接種を促す情報提供
- ・SNSや行政無線、ケーブルテレビ、新聞折込チラシ等による広報
- ・市町村コールセンターでの職域への誘導

職域接種ワクチン予約相談センター(0857-26-7977)

「子ども優先枠」「親子連れ優先枠」「妊婦優先枠」「在寮生徒等の優先枠」「オーダーメイド」の予約など各種相談に対応
 ウェブでも <https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1257205.htm>

15

鳥取県営ワクチン接種センター

◎市町村が実施するワクチン接種を後押しし、11月末に向けて接種を加速させるため、若者をはじめ、多くの県民が接種に行きやすい土日に県営の集団接種会場を再度開設します。

会場	予約方法	17日(金) 14時 予約開始
新日本海新聞社5Fホール (鳥取市富安2丁目137番地)	鳥取県新型コロナ特設サイトで注意事項をご確認の上、ウェブ予約システムから申込み	

モデルナ社製ワクチン

接種日

第1回目接種日	第2回目接種日
①9月25日(土)	10月23日(土)
②10月2日(土)	10月30日(土)
③10月9日(土)	11月6日(土)
④10月10日(日)	11月7日(日)

対象者 12歳以上の鳥取県民

優先枠

- ・妊娠中の方とその同居家族【各日 20名程度】
- ・若年層(12~39歳)とその同居家族(親子連れなど)【各日 30名程度】

アストラゼネカ社製ワクチン

接種日 当初予定していた会場・日時から変更あり

第1回目接種日	第2回目接種日
①9月25日(土)	11月27日(土)
②10月2日(土)	11月28日(日)

対象者 18歳以上の鳥取県民で以下のいずれかに該当する方

- ① ポリエチレングリコール(PEG)アレルギーがある方
- ② アストラゼネカワクチンを既に1回接種している方
- ③ 接種を希望される40歳以上の方

優先枠

- ・上記①又は②の方
- ・妊娠中の方とその同居家族(40歳以上)【各日 計20名程度】

16

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標		鳥取県 9月14日現在		ステージⅢ の指標目安	ステージⅣ の指標目安	
医療提供体制等の負荷	①医療のひっ迫具合	確保病床の使用率	22.3% (75/337床)	東部 15.2% 中部 11.7% 西部 33.1%	20%以上	50%以上
		入院率(入院者/療養者)	64.9% (74/114人)	東部 84.0% 中部 63.6% 西部 59.0%	40%以下	25%以下
		重症者用病床の使用率 <small>※重症者以外が使用している場合も計上</small>	10.6% (5/47床)	東部 0% 中部 0% 西部 26.3%	20%以上	50%以上
		(参考)うち重症者数	2人	-	-	-
	②療養者数(対人口10万人) <small>※県人口55.6万人で計算</small>	20.5人 (実数114人)	東部 11.1人 中部 11.0人 西部 33.8人	20人以上	30人以上	
感染状況 <small>※9/8~ 9/14発表分</small>	③PCR陽性率(直近1週間)	1.9% (69/3,592)	-	5%以上	10%以上	
	④新規陽性者数(対人口10万人/週)	12.4人 (実数69人)	東部 4.0人 中部 1.0人 西部 25.6人	15人以上	25人以上	
	⑤感染経路不明割合(直近1週間)	23.2% (16/69人)	-	50%以上	50%以上	

病床使用率、療養者数はステージⅢの目安を上回っているが、他はすべて下回っており、指標数値は改善傾向にある。

17

鳥取県版新型コロナ警報（9月14日現在）

全国では引き続きデルタ株による感染が続いており、特に近畿地方をはじめ、近県では感染者数も多い状況にあります。県民の皆様におかれては、県外との往来を控えていただくとともに、感染予防対策の徹底にご協力をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	警報	8/16~
中部地区	警報	9/5~
西部地区	警報	8/6~

デルタ株感染嚴重警戒情報

全国各地で過去最高の感染者を記録するなど、感染力の強いデルタ株の感染が全国で急拡大し、本県においても県内全域に拡大しています。感染予防のレベルアップをお願いします。

嚴重警戒区域

全県

感染増大警戒情報

県内全域で相次いで感染経路不明な陽性者が確認されています。感染力の強いデルタ株、アルファ株により、ウイルス量の多い陽性事例が複数確認され、家庭内での感染も多くみられます。

嚴重警戒レベル

全県

19

人権配慮に係る県民へのメッセージ

今回のクラスター事案の陽性者を特定するような詮索などの行為は絶対にやめ、未来のある若者・子どもたちを地域全体で守りましょう。

感染者や関係先に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

感染者自身やその家族、関係先や立ち寄り先などに対する誹謗中傷やいじめ、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支えましょう。

本県では、インターネットによる誹謗中傷等のサーベイランスを行っています。

確認された誹謗中傷等の画像や文章は、保存し、被害者の訴訟時の証拠として本人の求めに応じて提供します。また、県と弁護士会、県警、法務局の4者連携による「新型コロナ関連誹謗中傷等に関する相談支援連絡会」で事例発生時等に支援を行います。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。



私たちはウイルスと闘っています。皆が思いやりの気持ちを持ち、お互い「ただいま」「おかえり」と笑顔で言い合える人の輪を「地域」「家庭」「職場・学校」に広げていきましょう。

20